

## 第 8 回安城市自治基本条例策定審議会 議事要旨

- ・ 日 程 平成 2 1 年 4 月 2 2 日 ( 水 ) 午前 1 0 時 ~ 午前 1 1 時
- ・ 場 所 安城市役所 本庁舎 3 階 第 1 0 会議室
- ・ 出席者
  - ( 1 ) 委員 大見賢治、大参斌、植村耕作、木村重治、鳥居玄根、鳥居博幸、太田克子、神谷輝幸、神谷由美子、細井倭子、木村正範、松浦満康、杉浦武雄、荻野留美子、榊原平、昇秀樹、神谷和也  
( 欠席 : 伊藤明、船尾恭代、入江容子、 )  
( 敬称略 )
  - ( 2 ) 事務局 企画部長、企画部行革・政策監、企画政策課長
  - ( 3 ) 傍聴者 1 名

### 【事務局】

ただ今から、第 8 回安城市自治基本条例策定審議会を開会いたします。

本日は、キャッチネットワークさんが、あんき会の特集番組の制作のため、会議冒頭の部分の撮影をされますのでご了承いただきたいと思います。

最初に、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章につきましては次第の裏面にございますのでご覧ください。

### 《市民憲章唱和》

### 【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。今回の審議会に傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。

それでは、はじめに鳥居会長からご挨拶をお願いいたします。

### 【会長】

みなさん、おはようございます。

この自治基本条例策定審議会も昨年の 2 月に市長から諮問を受け、本日で 8 回目の開催を迎えました。

今日まで市民会議の皆さんからの素案の提言を受け、条例案としてふさわしいかたちにとまとめあげる審議をしてまいりました。

前回の審議会では、条例(案)についての最終的な了承までは至りませんでした。感触としては委員の皆さんが概ね了承をいただいたと思っています。本日は最終的な審議をしていただき、また、今後の事務的な手続きについてのご審議もいただきたい

と思いますのでよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

本日、「さんかく21・安城代表の船尾副会長」、「連合愛知三河西地域協議会副代表の伊藤委員」、「学識経験者の入江委員」は、他の用務と重なってしまいましたので欠席でございます。

4月の人事異動に伴い、事務局に異動がありましたので紹介させていただきます。

私、企画部長の安藤でございます。そして、行革・政策監の浜田、企画政策課長の石川です。よろしくお願いいたします。

続いて協議事項に入らせていただきます。これ以降の議事の進行を鳥居会長にお願いします。

**【会長】**

それでは協議事項「(1) 条例(案)について」でございますが、前回の審議会で、市議会側から条例(案)について議会の中での手続きが終わっていないという趣旨のご発言があり、最終了承に至るのを保留された経緯がございます。

市議会から状況についてご報告いただきたいと思っております。

**【委員】**

前回の審議会の折には、全議員の了解が得られていない状況でしたので、持ち帰らせていただきました。先日、各派代表者会議で松浦総務企画委員長から説明をいたしましたところ、全議員さんの了承をいただきましたのでご報告を申し上げます。

**【会長】**

ありがとうございました。

ただ今、木村議長から報告がありましたので、早速ですが、前回持ち越しとさせていただきます条例(案)について、当審議会として、最終的に了承することにご賛成の方の挙手をお願いします。

《全員挙手》

**【会長】**

ありがとうございました。

全会一致で了承とさせていただきます。

続いて、「(2) 逐条解説(案)について」でございますが、事務局から説明をいただきたいと思っております。

## 【事務局】

事前に送付させていただいております逐条解説(案)についてご説明をさせていただきます。資料 をご覧ください。

今回の自治基本条例(案)の策定にあたり、審議会委員の皆さんや市民会議の皆さんから「条例全体を親しみやすい表現でわかりやすく」といったご意見をいただいております。可能な部分においては対応をさせていただきました。しかしながら、あくまでも条例としての法規上の約束事もあり、わかりやすさの追求には限界もあるかと思えます。

そこで、逐条解説を作成させていただき、市民会議の皆さんや庁内プロジェクトチーム会議からの意見をお伺いしたものを中心にとりまとめさせていただいたものでございます。

今後予定していますパブリックコメントを実施する際にも条例(案)と一緒にお示しさせていただくことで、市民の皆さんが条例(案)をより深く理解していただく参考になればと考えています。

それでは、時間の都合もありますので、主な項目について説明させていただきます。

4ページをご覧ください。第3条「定義」の(6)「コミュニティ」ですが、条例(案)をご審議いただいた際にもありましたように、「コミュニティ」といいますと、やはり町内会を連想される方が多いと思われれます。条文でも「町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体」と書き込ませていただきましたが、逐条解説には、さらに具体的に『町内会などの地縁型と、活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型の両方を含みますが、この条例では「地域の課題に自ら取り組む団体」を「コミュニティ」とし、町内会、婦人会、青年団、子ども会、老人クラブ、PTA、NPO、ボランティア団体などが含まれます。』と記載させていただきました。

5ページをご覧ください。第7条「市民参加の権利」ですが、審議会では、条文の中に「市政に参加しないからといって、不利益を受けることはありません」という表現を謳ってほしいというご意見もございましたが、この条文が「市民参加をすることができます」という権利であって義務ではないため、その権利を行使しないからといって、何ら不利益を被らないということが含まれています。こうしたことから条文では削除させていただいた経緯がございます。しかしながら、市民の立場としては、やはり確認しておきたい項目であると思えますので、解説には「これは権利であるため、当然参加を強制するものではなく、参加しないからといって不利益を被るものではありません」と解説の中で明記させていただきました。

第8条「行政サービスを受ける権利」で、条文では「市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます」となっています。これは、定められたルールの範囲内で市が提供するサービスを平等に受けることができる機会を有することを保障し

ていますが、この条例では「市民」の範囲を広げて、市外からの通勤、通学者も含めて定義していますので、当然のことながら「市内に住所を有する人のみが受けることができるサービスなどもあり、受給できる対象者や内容はサービスごとに条例や規則などで規定されることとなります」と説明を加えさせていただきました。

6ページをご覧ください。第9条「市民の責務」の第3項で「市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします」とありますが、「応分の負担」についての説明をさせていただいています。『「負担」とは、市民税等の税、分担金、使用料、手数料などの経済的な負担を指しており、「応分」としたのは、経済的理由、年齢、心身の状況等により、一部又は全部の負担を免除される市民もいることを考慮したからです』と記述させていただきました。

9ページをご覧ください。第15条「コミュニティ」の第3項で「市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます」とありますが、「支援」となるとどうしても「補助金などの財政的な支援」を連想される方も多いと思いますので、「財政的な支援だけでなく、活動場所の提供、活動に関する情報提供など、必要に応じた支援」と説明を加えさせていただきました。

11ページをご覧ください。第18条「危機管理」ですが、この項目につきまして、本市の自治基本条例の特色のひとつだと考えていますが、条文では、危機を「災害、犯罪その他非常の事態」としています。解説ではもう少し具体的に「地震、集中豪雨などの自然災害だけでなく、犯罪や交通事故などを含む幅広い危機をいいます」と説明させていただきました。

その他いろいろありますが、これまでの審議会、あるいは市民会議や庁内プロジェクトチーム会議からいただいた意見を中心に解説を加え、市民の皆さんにわかりやすくするためにまとめさせていただきました。

以上、主な点について説明させていただきました。

私からは以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

逐条解説を作成され、パブリックコメント等においてもこれを活用したいということでございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

#### 【委員】

2ページで、前文の解説の第1段落で「碧海大地」が正しくは「碧海台地」だと思えます。

次に、11ページの第19条で、持続可能な社会とはのところで、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の説明がありますが、このように定義されているも

のなのでしょうか。

**【事務局】**

2 ページ目の「碧海台地」はご指摘のとおりでございます。申し訳ございませんでした。

11 ページからの「持続可能な社会の形成」のところで、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」と解説文を加えさせていただきました。こちらにつきましては、環境省の子ども白書に説明がされています。この3つの社会を含めて「持続可能な社会」として環境省が示しています。それぞれの解説につきましては環境省の規定する言葉を用いまして説明させていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

**【委員】**

最終ページの上から5行目、「市民参加のもとに」となっており、「市民参加のもとに」ではないかと思えます。この会議だけの資料ならいいですが、公表されるものであるなら訂正をお願いします。

**【事務局】**

ご指摘のとおり修正させていただきます。

**【会長】**

他にご意見、ご質問ございませんか。

ご意見、ご質問がないようですので、逐条解説についてご了承いただける方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

**【会長】**

ありがとうございました。

逐条解説につきましては、全会一致で了承されました。

続いて、「(3)パブリックコメントの実施について」でございますが、事務局から説明をいただきたいと思います。

**【事務局】**

パブリックコメントの実施について説明をさせていただきます。資料 をご覧ください。

このパブリックコメント制度につきましては、市の基本的な政策や条例などの策定

において、案の段階で市民の方に公表し、広く市民の皆さんから意見を募集し、提出された意見並びに市の考え方を公表するものです。

意見の募集期間は、5月15日（金）から6月15日（月）までの1ヶ月間です。市の広報誌である「広報あんじょう」では、5月15日号に掲載をします。

条例（案）を閲覧できる場所について、市役所内では、企画政策課の窓口と市政情報コーナー、他に中央公民館と地区公民館の計11館でも閲覧ができます。また、市ホームページ「望遠郷」にも掲載させていただきます。

次に、意見の提出方法についてですが、直接持参される方、又は郵送、ファクス、Eメール、ホームページ上からでも提出ができます。

意見を提出する際の様式として「安城市自治基本条例（案）に対する意見書」を添付させていただきました。必ずこの意見書を使わなければいけないというものではございませんが、所定の住所、氏名等の項目についてもご記入をいただくことになっています。

なお、パブリックコメントで条例（案）を公表する際には、資料裏面の上段に囲い込みでありますように、『この条例案は、市民公募メンバーと市職員公募メンバーで構成する「安城市自治基本条例を考える市民会議（あんき会）」がまとめた条例素案を受け、学識経験者、関係団体代表者、議会代表者、あんき会代表者からなる「安城市自治基本条例策定審議会」における議論を経て作成されたものです。』という記載をさせていただきたいと考えております。

それから、今回の審議会でご了承いただきました自治基本条例（案）につきましては、事務局でも最終チェックをさせていただきますとともに、市の法規係で語句等について審査をさせていただいた上でパブリックコメントを実施する予定でございます。その際に修正等がございましたら、委員の皆さまにもご送付させていただきたいと考えております。

パブリックコメントによるご意見と、それに対する市の考え方をまとめさせていただいて次回の審議会でご審議いただき最終案としてまとめ、市長への答申というかたちでスケジュールを組ませていただいております。

以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございました。

パブリックコメントを実施し、その際には、このようなフォーマットで実施したいという具体的なご提案がございました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

ご意見、ご質問がないようですので、事務局の提案にご了承いただける方は挙手をお願いします。

## 《全員挙手》

### 【会長】

ありがとうございました。

全会一致で了承されました。

それでは今日の協議事項は以上でございますが、せっかくの機会ですので、昇先生から少しお話いただきたいと思います。

### 【委員】

前回は大学の用事で欠席をさせていただきました。

お手元のレジюмеで「参加と協働による住民自治」という自治基本条例関係のレジюмеですが、半分くらいはこれまでにフォーラムも含めてお話してきました。

これよりも私の今の関心は、また、これからの安城市にとっても大事なことは、去年9月のリーマンショック以降の世界金融危機が日本にも影響を及ぼし、トヨタショック等、2年前には考えられないような状況になっています。そのときに世界はどう立ち向かうのか、日本はどう立ち向かうのか、愛知県はどう立ち向かうのか、そして安城市はどう立ち向かうのかという話をしたいと思っています。

3点セットでお話します。

1点目は、今朝の日経新聞の環境についての記事ですが、その前に環境首都安城について、封筒にも「始めようごみ減量20%」「みんなで止めよう温暖化 チーム・マイナス6%」と書いてあります。これはこれで京都議定書の約束を守ろうということと結構です。どうも守れそうにないですが、これは日本の安部元総理がドイツのサミットで、2050年までに二酸化炭素の排出量を世界で半減しようと提案しました。それが次の洞爺湖サミットで福田前総理の下で、少なくともG7、G8では2050年に半減しようという同意ができました。ただ、中国やインドは反発しています。G8では合意できたので、それに向けて世界は動いています。先進国は5割ではなくて、7割、8割減らさないといけないという議論もあります。でも冷静に考えてみてください。もちろん半減したほうがいいのですが、今の世界の二酸化炭素の排出量は、だいたい先進国が半分で、発展途上国が半分です。2050年で半分にするということを中国やインドはとんでもないと言っています。先進国は二酸化炭素をどんどん出してこれまで豊かになって、これから豊かになる発展途上国が二酸化炭素を出してはいけないとはとんでもないと言っています。では、減らすと言わずに、放っておいたら増えるものを中国、インドは今の状況で抑えておくとしみます。これも難しい話です。BRICs(ブリックス)を中心に両国が今の状況で抑えるということ、先進国はゼロにしなければなりません。2050年に半減するというのはそういうことです。つまり、チーム・マイナス6%はいいのですが、それすら日本は守れそうにありません。

そのレベルの話とは全く違うということです。今やっていることの延長上では絶対この目標は達成できません。仕組みを変えなければ絶対無理です。そういう目標だということを知った上で今朝の新聞を紹介します。

転機の中国というシリーズです。この4月8日までドイツで温暖化対策のための国連作業部会を開いていました。安部元総理がサミットで提案したところから。日本代表団が「2013年以降の国際的な枠組みとして、京都議定書では先進国と途上国が協調して温暖化ガスを減らすための一定の責任を果たすべきだ」と発言しました。日本が言い出したことですから当然の発言です。それに対してアメリカも即、同調してくれました。これはオバマ政権になって変わったところから。その時、中国の代表は同時通訳機を外し、机に放り出した。要するに意義を申し立てました。それを見ていた日本政府代表団の一人は「世界最大の排出国になるという自覚を中国も持ってもらいたい」とつぶやきました。アメリカも、グループに入ってもらいたい。G7とは、group of sevenです。つまりグループになるということです。世界の運営に協働して責任を持つということです。でも中国は「責任」という言葉を全部除いています。アメリカとの交渉でも、2005年にアメリカのゼーリック国務副長官が、中国に責任あるステークホルダー、利害共有者として責任を分かち合うように要請しましたが、「ステークホルダー」という表現は受け入れましたが、「責任ある」はカットしました。

私は、安城市が環境首都に取り組むことはとてもいいことだと思うし、愛知県が取り組むことも、日本が取り組むことも大事なことだし、日本や安城がモデルになって、それをアジアの国、世界の国に訴えてやらないと地球環境問題は解決しません。安城の自治基本条例の中で、中国は何割にすべきだと書く必要はないし、違法なことだと思いますが、安城の空は世界の空につながっているわけですから、安城でやれることは安城でやって、それを日本に、世界に、アジアに、特に中国に訴えかけていただきたい。残念ながら安城市は中国に友好都市はないようです。他の自治体でお話するときに、中国に友好都市を持っている自治体がたくさんありますので、中央政府のレベルではできなくても友好都市のレベルで、例えば、安城市で言えばごみ減量20%を中国の人たちも一緒にやろうと呼びかけていただかないと、いくら自分たちだけで頑張ったって最大のCO2排出国の中国がこういうスタンスであつたら絶対に問題は解決しません。現に黄砂であるとか、日本では光化学スモックは解決したと思っていましたが、中国でまた出ました。それから巨大クラゲでもはっきり原因はわかりませんが、8割以上の確立で上海沖の不栄養化が原因で日本に流れて来た。だから中国の問題は日本の問題です。ソウルでは黄砂にしてももっとすごいです。先進国である韓国、日本がこの問題については協働して中国に対してアジアの環境、世界の環境を考えていく。環境首都というときに、もちろん安城で頑張ってくださいですが、空は世界、中国につながっているわけですから、そういう視点での展開をしていかないとこういう問題は解決しないだろうと思います。また、人によっては、アメリカのことは



言っても、中国のことは何も言わない人もいます。そういう新聞もあります。全然駄目だと思えます。やはり公平にアメリカの悪いところは批判しなければいけないし、中国の悪いところも批判しなければいけない。また、良いところは中国であっても、アメリカであっても褒めるべきだし、それは、日本の自治体でも同じことです。

2点目は、資料1枚目の3番のところですか。1番、2番はすでにお話しましたので、『今、なぜ住民の「参加と協働」なのか?』ということですが、主権者は住民だから、その住民が参加するような市政のあり方、そのための手段としての自治基本条例が必要となります。2番目、21世紀の日本は、ものすごい人口減少化社会に入ります。2100年には4千万人強で、この90年で日本の人口は3分の1になります。人口は減りますが、若い人も年寄りも同じように減るわけではありません。2025年まででいいますと、65歳以上人口は急増します。団塊の世代がだいたい60歳ですの5年後65歳です。その10年後に当然のことながら75歳の後期高齢者になります。2055年の厚生労働省の予測では、65歳以上人口が41%を占めています。41%の内訳で75歳以上人口が26%です。75歳以上だけで4分の1以上です。4割以上の方が65歳以上の社会に日本はなると見込まれています。その中でどうやって産業を作っていくのかというと、先ほどの地球環境問題と一緒に、今のシステムをちょっと改善するという話ではありません。根本的に社会の仕組みを変えないと、産業のあり方、生活のあり方を考えないと41%の65歳以上で、その半分以上が75歳以上の社会を、今の我々の豊かさを伴って運営していくのは不可能です。2050年に二酸化炭素を半減するという事は、今の仕組みを抜本的に変えないと不可能です。環境問題も高齢化の問題も今の仕組みの延長上、部分的に改良を加えるだけでは解決しないと思います。人口予測は、天気予報や経済予測よりもはるかに確度の高い予想です。

差しさわりがありますが、不況で学生がなかなか就職できなくて、月収12万、年収150万です。日本で年収200万以下の方が1千万人を超えています。非常に下世話なことで、あえて言わせていただきますが、大企業を退職した人で厚生年金もらっている方は毎月30万を超えています。夫婦二人で共働きであれば40万、50万です。私はそれが公平だとは思えません。自分が掛けた掛け金ならいいですが、今の若い人が払ったお金でその年金が支払われています。私は絶対に不公正だと思います。そういうことを変えないと日本の社会は持たないです。そして、そうなることがわかっているわけです。日本の政治は、行政もですが、怠慢だと思います。もう少しまじめになって、環境の問題にしても、人口問題にしても「高齢者の負担は一切増やさない、サービスは充実します」と口当たりのいい言葉ばかりでできるわけじゃないですか。まじめに考えることが大事だと思います。これからの安城市を始め自治体の行政サービスは落ちると思います。その一方で住民の負担は上がると思います。そうでなければ日本全国夕張化現象です。どの程度下げるのか、どの程度上げるのかについてはいろいろな選択肢があると思います。でも、負担は下げてサービスは上げ

るということは、説得力のある議論を聞いたことは1回もありませんので私は無理だと思います。

私は普通に考えて、住民、国民の負担は増えて、国、県、市町村のサービスは下がると思います。その中で、町内会であったり、NPOであったり、住民同士の助け合いを再構成していくことをまじめに考えないといけないと思います。そう意味で、市役所に丸投げする雰囲気をやめて、自分たちの問題を自分たちで考えて、その時の負担をどのように分かち合うのかを考えることが、参加と協働による住民自治だと思います。参加と協働による住民自治はとてもきれいな言葉ですが、きれいだけではなく、今話したシビアなことをやるために参加と協働による住民自治が必要だと考えています。21世紀の日本において特に参加と協働による住民自治が必要だというのはそういうことです。

その時に住民参加において留意することを2点ほどお話しておきます。1点は、私は台所感覚のわかる市民だという人がいます。結構なことですが、台所感覚のわかる市民だけで議論してもあまり政策的ではありません。そこにその問題の専門家を置くことです。口幅ったい言い方で厚かましいですが、この審議会でも入江先生と私が加わったことで、入江先生と私がいなかったときと議論の仕方が違うと思います。要するに台所感覚も大切ですが、アマチュアだけで環境の問題、負担の問題を議論しても実りの多い議論はできません。基本的にはアマチュアの市民が集まって、その中にその問題についての専門家が加わった方がより豊かな議論ができるということを忘れないでいただきたいと思います。

もう1点は、住民参加のパラドックスというアメリカにおける政治学の研究ですが、住民参加をやればやるほど、お金持ちや企業が有利になる研究成果が発表されています。カリフォルニアでは直接住民投票がとて多くあります。するとどうなるかという、普通の市民は仕事で忙しいのでいちいち考えられません。そもそも投票しない場合が多いですし、投票してもテレビのコマーシャルや新聞に左右されて投票する人が多くなります。きちんと投票できる人はお金と暇がある人です。直接住民投票の件数が増えれば増えるほど、お金持ちや企業が有利になるという研究成果がアメリカで報告されています。私もそうなるだろうと思います。本当に重要な問題について限定して問えば、かなりの人が関心を持って賛成、反対を投票して、妥当な結果が出るとは思います。例えば、20もの住民投票があれば、投票率は低くなりますし、情報もないですから、企業がどんどんテレビコマーシャルをやります。政治学で「みのポリティクス」という言葉があります。みのもんたが言うとそれに影響されるという意味ですが、大衆民主主義のコストの一つです。それを聞いた国民、住民が賢明に判断すれば影響力はなくなります。サービスを上げて、負担を下げることはあり得ないだろうという常識で考えて、サービスを充実するなら、これくらいの負担は必要だと国民、住民が考え、あるいは国民、住民の負託を受けた政治家が考えることで大衆民主主義の下で政治転換が生まれるわけです。よく800兆円も国債、地方債を発行

したと思いますが、我々の世代では絶対に返せません。子、孫、ひ孫まで返さなければいけませんので民主主義のコストの一つです。だからといって私は民主主義を否定しません。他の政治体制よりはまだまだだと思っていますが、民主主義が100点満点というわけではありません。経済体制でも、社会主義がだめで資本主義が100点満点というわけではありません。リーマンショックでこんなことになってしまいました。資本主義だってデメリットの多いシステムですが、社会主義よりはまだまだです。人類がこれまで作った経済のシステムの中では、まだ資本主義、市場経済の方が一番ましな方のシステムです。日本は、政治における民主主義、経済における資本主義という枠組みで社会を運営していますが、どちらも100点満点ではなく、ものすごく欠点の多いシステムです。だからアマチュアだけで議論するのではなく、その問題の専門家が加わって議論すると実りの多い議論ができると思います。

次に資料の2枚目『「社会」と「政府」と「市場」の関係』ですが、これは去年のリーマンショック以降、私は行政学、行政法、政治学という分野を専攻している学者の一人で経済学者ではありませんが、その立場で今度の問題がなぜ起こったのか、そして今後この問題が起こらないためにはどういうことに留意しなければいけないのかについて少しお話ししたいと思います。結論を先に言いますと市場が暴走したということですが、市場が暴走したというのはどういうことか、それをくい止めるにはどうしたらいいのかについて、3つの三角形の表を使って説明したいと思います。

恐慌と言ったり、経済金融危機と言ったりしますが、恐慌が起こってきたのは産業革命以降です。18世紀後半のイギリスで産業革命があってから恐慌が見られるようになりました。まずは原因をたどろうと思いますが、人間の社会はどのように発展してきたかという政治は政府国家であり、安城市でもあります。経済は市場、文化は社会で行います。人類が誕生したときからおそらく社会はあっただろうと思います。社会しかなかったらろうと思います。それが古代になると政府が誕生します。日本では邪馬台国であり、奈良時代の大和朝廷です。世界の四大文明では古代国家、ギリシャやローマの都市国家があります。そして経済機能は産業革命以降です。一言だけお断りしておきますが、単なる物々交換は人類誕生とともに歴史は古いと思います。ここで言うマーケットは単なる物やサービスの交換ではなくて、近代市場のことです。近代市場とは、労働市場や不動産市場、資金の市場です。わかりやすく言うと労働市場で、日本で近代といえば明治維新からですが、江戸時代に労働市場はありません。士農工商という身分制度があって百姓の子は百姓です。決まっている身分です。これが近代では契約へと変わります。自分の意思で職を選ぶようになります。生産要素の人、物、金、情報の市場ができたのは産業革命以降です。これがものすごい影響力を人々に与えました。当然、失業という問題も現れます。中世、近世までは身分で決まっていた基本的には失業はありませんでした。それが近代になって職業選択の自由が生まれ、労働市場が生まれると失業という現象もセットで起こります。だから大恐慌になれば失業して大変なことになるわけです。そういう意味のマーケットは近代に

なって登場し、今起こっているのはこのマーケットの暴走です。時間の関係でいきなり結論に入りますが、この3つはそれぞれ原理が違います。マーケットはまさに競争原理です。一方、政府は平等原理です。わかりやすいのは投票で、お金持ちも1票、プアーな人も1票です。それに対して近代マーケットは、お金による投票です。株式市場でビルゲイツさんが51%の株を持っていれば、他に何万人の株主がいてもビルゲイツさん一人の意向で企業を支配できます。投票であっても全く違う性格の投票です。

マーケットは競争原理を活用し、政府は平等原理で運用します。これに対し、社会は相互扶助です。赤ん坊のとき、幼児のとき、学生のとき、自分で自立できませんが、それは家族が養います。これが社会です。高校、大学を出て労働者として市場に出て行き、60歳になって定年になるとまた社会に戻ってきます。老後は家族が、社会が、政府が介護します。経済界の人は、社会は競争原理で動いていると言いますが、競争原理で動いているのはマーケットです。社会全体は競争原理では動いていません。社会全体が競争原理で動いたら社会は成り立たないのです。幼児も子どもも高齢者も生きられなくなります。経済界の人は一番いいところ取りで、家族がお金を掛けて育てた、あるいは政府がお金を掛けて育て20歳くらいになって労働力になった人を経済界で市場原理、競争原理で使って、60歳になるとそこから追い出して社会に戻します。経済界の人にもこの仕組みをわかってもらわなければなりません。社会は当然ながら市場だけで成り立っているわけではありません。この3つは違う原理で運営されています。ところが1980年代以降のアメリカ、イギリスで起こった新自由主義、市場原理主義という考え方は、市場の考え方を政府にも社会にもそのまま広めていこうとすることです。小泉構造改革がその典型ですが、官から民へ、民間にできることは民間に任せようということでした。行政学会の研究発表で、小泉さんの言うのは、民間に任せたほうがより安いコストで、より良いサービスが提供できるものを民間に移せと言っているのではなく、民間に任せたほうが高くついてもとにかく民にできるものは民に任せるというイデオロギーだという発表をしていて結構説得力がありました。もしかしたらそうかもしれません。仮にそうだとするとそれは間違っています。社会には相互扶助原理で運用した方がいい問題と競争原理で運用した方がいい問題、さらに平等原理で運用した方がいい問題があります。それを全て民にできることは民に任せようとすることで、相互扶助原理に任せるものを市場原理に任せたらアウトです。平等原理に任せべきものを市場原理に任せたらアウトです。1つの例だけ言っておきますが、先進国の中で唯一医療保険を持っていない国があります。アメリカです。アメリカの医療は中流層以上でないと受けられません。お医者さんも中流から下流に没落しています。なぜかと言うと医療訴訟がものすごくあって、その保険料を払います。自分が診療するときに保険会社の意向を反映して診療しないといけません。それに違反すると保険会社からペナルティがきます。だから学校の先生ももちろんですが、お医者さんまで下流になってしまいました。異常ですね。どこの国でもだいたい

高額所得者である場合が多いのですが、医療という命にかかわるものまでマーケットに任せるとそういうふうになってしまいます。だからといって、私は構造改革が間違っていると言うつもりはなく、三公社の民営化は成功だと思っています。本来が競争原理の市場に任せるべきものであったのか、平等原理の政府に任せるべきものであったのか、相互扶助原理の社会に任せるべきものであったのかを原点に戻って、一つ一つの保健、福祉、医療を、教育を、文化を考えていくことを国も県も市町村も求められています。仮に民営化したものを政府に戻すとしても急に税金を使って公務員がやると決め付けるものでもなく、公設民営という手法もありますし、PFIや指定管理者制度もあります。市場が担当すべきもの、政府が担当すべきもの、社会が担当すべきものを再整理する必要があると思います。本来は社会や政府が担当すべきものまで市場に任せてしまって競争原理で効率を求めてきた結果が、世界の人たちに不幸をもたらしているということです。

私からは以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。昇先生から非常に明快な語り口でご説明いただきました。せっかくの機会ですので、理解を深めるという意味でご質問がございましたらご発言をお願いします。

ご質問がないようですので、昇先生のお話はこれで終わらせていただきますが、先ほど昇委員あるいは入江委員がこの審議会に入っておった意義について自らが発言がございました。私は委員を代表して全くそのとおりであると確信を持って言えると思いますので、今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。当審議会はあと1回ほどで解散になりますが、今お伺いしたいろいろなご指導につきましては、今後の活動に役立てていきたいと思いますので、昇先生には感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これで本日の審議は終わりでございますので事務局へお返しします。

#### 【事務局】

ありがとうございました。「4 その他」につきまして、事務局からは特にございません。

次回の審議会は、パブリックコメント実施後の6月29日(月)午後1時30分から開催をさせていただきます。後日あらためてご案内をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

これをもちまして第8回安城市自治基本条例策定審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。